

司法は憲法の守り手になれるのか

～百里基地訴訟をとおして考える～

＝基調講演＝

百里基地訴訟の意義

～何が裁かれ、何を残したか～



内藤功弁護士
(百里弁護団長)

＝パネルディスカッション＝

パネリスト

*内藤 功氏

*榎 透氏（専修大学法学部教授）

コーディネーター

*茨城県弁護士会憲法委員会委員

昨年9月、安倍内閣は、多くの憲法学者が憲法違反だと表明した安保法制の成立を強行しました。

全国の弁護士会が立憲主義違反を許すなど反対運動を展開しました。

行政や立法が憲法に違反する行為をするとき、司法には憲法の最後の守り手としての役割が期待されます。

しかし、日本の裁判所は違憲立法審査権をもっているといいながら、かつて自衛隊や安保条約といった高度に政治的とされる問題については憲法判断を避けてきました。

『司法は憲法の守り手になれるのか』この茨城で自衛隊の違憲性が争われた百里基地訴訟をとおして、司法のあり方について考えたいと思います。

講師には百里起訴訴訟弁護団長で長沼・恵庭事件も担当した内藤功弁護士をお迎えし、専修大学法学部教授（憲法学）の榎透先生とパネルディスカッションを行っていただきます。

日時：2016年9月3日（土）13:30～16:00

場所：茨城県開発公社ビル会議室

水戸市笠原町 978-2

（常磐自動車道水戸 IC から約 15 分 関東自動車道茨城東 IC から約 7 分）

入場無料・どなたでもご参加いただけます



主催：茨城県弁護士会 共催(予定)：関東弁護士会連合会・日本弁護士連合会
〒310-0062 茨城県水戸市大町 2-2-75 TEL 029-231-3501 FAX 029-227-7747